

施工プロセス円滑化の取り組み

国土交通省大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 しお い なおひこ 塩井 直彦

1. はじめに

近年の厳しい財政状況を反映して、建設投資額はピーク時（平成4年度）の約4割の減少になっています。また、このような状況や過当競争の激化等もあり、建設業の営業利益率も低迷し、社会資本整備を取り巻く状況には大変厳しいものがあります。

このような厳しい環境の中、一つ一つの工事について、工事の施工効率を向上する取り組みが求められています。すなわち、入札・契約段階から、工事の施工段階、工事完成段階へと、いわば入口から出口に向けて、現場の施工条件の変化などに対応して、発注者と受注者が対等な立場で、相互に良きパートナーシップの関係を構築することにより、工事の効率性、採算性を悪化させる要因を排除する取り組みが重要です。

本稿では、このような考えに基づき、国土交通省で取り組んでいる施工プロセス円滑化の取り組みとして、最近の動向について述べます。

2. 三者会議の実施

公共工事の着手に当たり、工事契約後に設計思

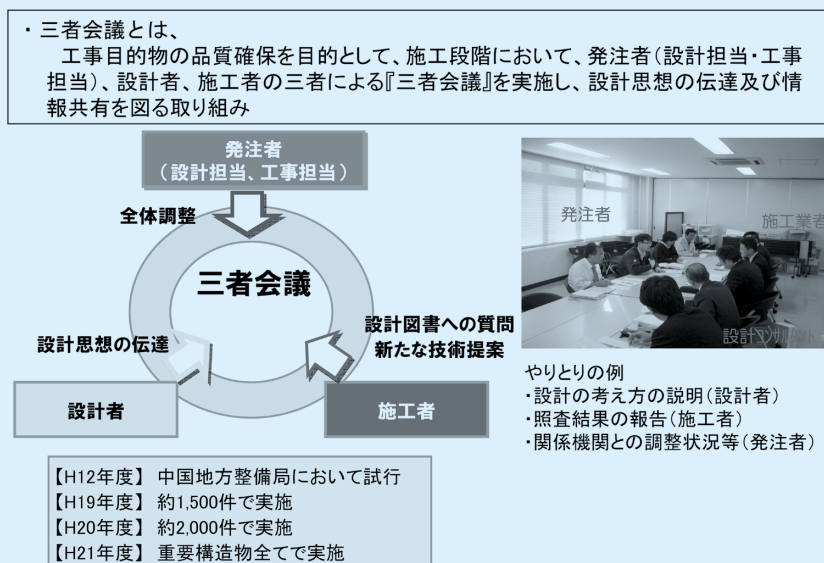
想の伝達および情報共有を図るため、発注者・設計者・施工者の三者が協議を行う会議を行っています。平成21年度からは重要構造物すべてについて実施しています。

会議のやりとりの例として、設計者からは、設計の考え方の説明、施工者からは現場の状況などと照査した結果の報告、発注者からは関係機関との調整状況などを説明します。三者会議を行うことで、工事目的物の品質確保および効率的な施工が期待されます（図－1）。

3. ワンデーレスポンスの実施

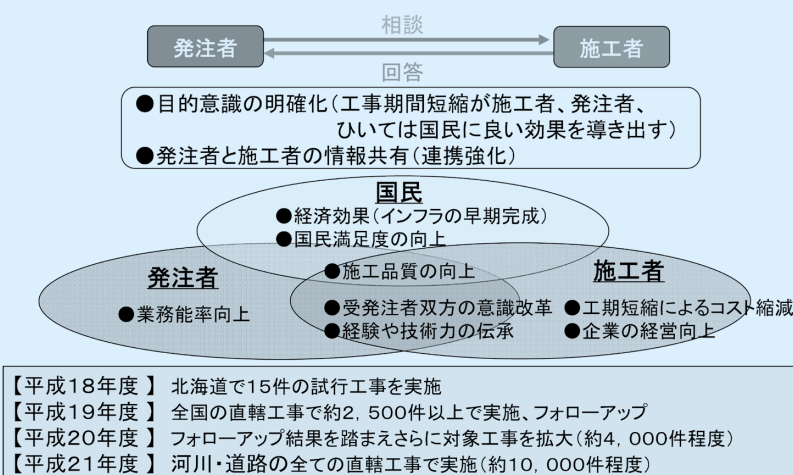
受発注者で問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することにより、待ち時間を最小に抑える取り組みです。工事期間の短縮が施工者、発注者、ひいては国民に良い効果を導き出すとの目的意識を明確化し、受発注者間で連携強化を図るものです。

昨年度は約4,000件の工事で実施し、平成21年度においては、河川・道路のすべての直轄工事に拡大して実施しています（図－2）。



図－1 三者会議の取り組み

・ワンデーレスポンスとは、
受発注者で問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することにより、待ち時間を最低限に抑える取り組み



図－2 ワンデーレスポンス

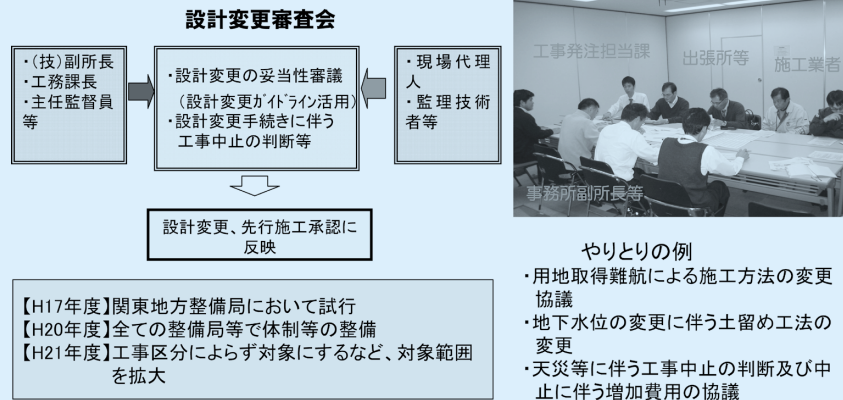
4. 設計変更審査会等の設置

設計変更について、受発注者間の円滑な合意形成を行うために、受注者から設計変更の協議があった場合に、発注者の組織全体として対応することにより、円滑な意思決定を行うべく設置するものです。

平成20年度までに、各地方整備局等において、このような体制等の整備を行って運用を開始したところであり、平成21年度より、対象範囲を拡大して実施しているところです。

また、このような仕組や体制の導入だけでなく、以下のような手段についても整備を進めているところです(図－3)。

・設計変更審査会とは、
設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と請負者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組み



図－3 設計変更審査会

・設計変更(工事一時中止) ガイドラインとは、
設計変更(工事一時中止)の取扱いについて、受発注者間の共通の目安を作成することを目的として策定
・平成21年度より、契約図書の一つである特記仕様書に位置づけ、契約条件としている。

設計変更ガイドライン記載事例

■設計変更が可能なケース

- ・仮設において、条件明示の有無にかかわらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- ・当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手できない場合
- ・「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

工事一時中止に係るガイドライン記載事例

■発注者の中止指示の責務

- ・請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合

■中止の指示・通知

- ・中止の対象となる工事内容、工事区域、中止の見通し等の中止内容を請負者に通知

■請負代金額又は工期の変更

特記仕様書への位置づけ

第〇条

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書共通編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」「国土交通省〇〇地方整備局」及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」「国土交通省」によることとする。

図－4 設計変更，工事一時中止ガイドライン

5. 設計変更ガイドラインの周知徹底

設計変更等の手続きについては、契約条項に基づき実施することになりますが、具体的にどのようなケースであれば設計変更可能なのか、また工事一時中止の判断やその場合の変更額の考え方などについてガイドラインを作成しています（図－

4）。

平成21年度からは、契約図書の一つである特記仕様書に位置づけることにより受発注者間の契約条件として位置づけ、周知徹底に努めているところです。

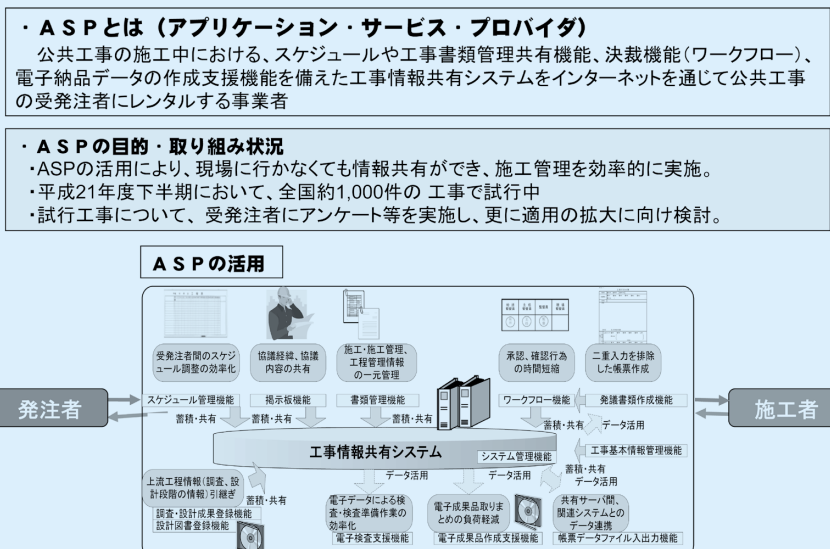
6. 情報共有システムの導入

受発注者間の情報共有システムとして、一般にASPと言われるものがあります。ASPとは、アプリケーション・サービス・プロバイダの略であり、パソコンで、例えば、受発注者間のスケジュール調整をしたり、工事関係書類のやりとりや検

索をしたり、電子承認をしたり、検査に活用したりという機能があります。このソフトをインターネットで受発注者にレンタルする事業者のことをASPと呼んでいます（図－5）。

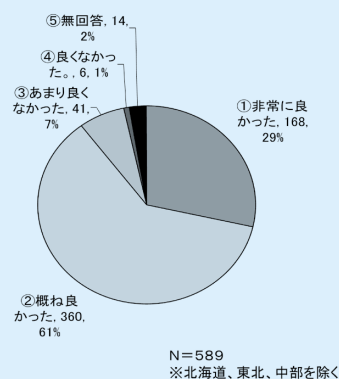
これを工事に活用することにより、受発注者間で効率的に情報共有することが期待されます。平成21年度下半期から全国約1,000件の工事で試行している状況です。

さらに、今後の進め方について、参考となる事



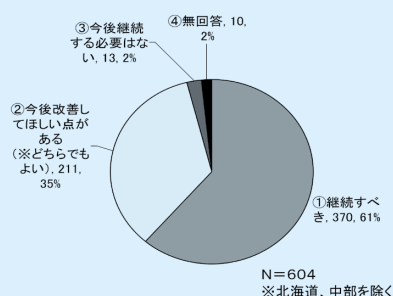
図－5 ASPの活用

1. 「設計変更審査会」に対する評価



①②合わせて約90%が良かったと回答。

2. 「設計変更審査会」の今後のあり方



今後の改善希望があるものの、ほとんどが継続を希望している。

主な改善意見
・書類作成に時間を要する。
・日程調整に時間を要する。
・発注者が現地状況を把握していない。
・決定事項が不明確である。

※平成21年度上半期に受注者に対してアンケートを実施した地方整備局等の集計結果による

図－6 設計変更審査会の取り組みに関するアンケート

○概要：受発注者間のコミュニケーションの円滑化、生産性の向上を図るため、「三者会議」、「ワンデーレスポンス」、「設計変更審査会」等の取り組みを進めているところであるが、各現場において、より一層の取り組みを推進し、設計変更手続き等の円滑化を図るため、昨年度に引き続き実施する。

○推進期間：平成21年11月24日～12月末日

○重点方針(主な項目)

今年度においては、これまでの取り組みに対する受注者へのアンケート結果などを踏まえ、以下の重点方針のもとに実施

- ・「三者会議」、「ワンデーレスポンス」及び「設計変更審査会」の対象を拡大
- ・会議の定例化やASP等の活用による効率化。
- ・現地状況把握の効率化等に資するため、一部工事において、現場における「設計変更審査会」や「三者会議」の開催を試行
- ・会議資料について、工事書類の簡素化の取り組みの趣旨に基づき、可能な限り、簡素化。

図－7 施工効率向上プロジェクト推進期間

項を記載します。

7. 設計変更審査会等の取り組みについてのアンケート

これまで申し上げた取り組みのうち、設計変更審査会などすでに現場で実施している取り組みについては、受注者などにアンケートを実施しています（図－6）。

ここでは設計変更審査会について、受注者にアンケートを行った結果を載せていますが、他の事項についても、同様の評価が得られています。

図－6の円グラフにありますように「実施して非常に良かった」あるいは「概ね良かった」ということで、9割がおおむね評価していただいている状況です。

合わせて、右側の円グラフにありますように改善点もあります。例えば、会議用の書類作成に時間を要すること、会議の日程調整に時間がかかっていること、発注者が現地を十分把握していないこと、決定事項が不明確であることなどです。

8. 施工効率向上プロジェクト推進期間

このような結果を踏まえ、全体的には良い評価をいただいている状況ですので、しっかりと現場レベルで推進していこうと考えています。11月末から12月末までを推進期間と設定し、取り組みの推進を図りました（図－7）。

この際、重点方針ということで、アンケートの改善意見も踏まえて、実施することとしました。

引き続き、受発注者にアンケートを行い、受発注者間でより良い仕組となるように改善していく予定です。

9. さいごに

受発注者間が良きパートナーシップを構築することは、公共工事の品質を高め、ひいては国民に良い効果をもたらします。後世に必要な社会資本を良い品質で整備するという考えのもと、このような取り組みを推進していきます。